

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	地域的な景観保護の論理とその正当性認識に関する研究
Title(English)	
著者(和文)	白川慧一
Author(English)	Keiichi Shirakawa
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第9566号, 授与年月日:2014年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:坂野 達郎,大和 毅彦,中井 検裕,斎藤 潮,桑子 敏雄
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第9566号, Conferred date:2014/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Category(English)	Doctoral Thesis
種別(和文)	論文要旨
Type(English)	Summary

論文要旨

THESIS SUMMARY

専攻： Department of	社会工学	専攻	申請学位 (専攻分野)： 博士 (工学)
学生氏名： Student's Name	白川 慧一		指導教員 (主)： 坂野 達郎
			指導教員 (副)：
			Academic Advisor(sub)

要旨 (和文 2000 字程度)

Thesis Summary (approx.2000 Japanese Characters)

本論文は、「地域的な景観保護の論理とその正当性認識に関する研究」と題し、6章から構成されている。

1章「序論」では、研究の背景と目的を述べている。朝日新聞記事に現れた景観紛争事例の3割が裁判による裁定を受ける前に解決していること、および、国立大学通り景観訴訟市村判決、宮岡判決が、本論文が「互換的利益」と呼ぶ、永年にわたって慣習的に形成された景観利益を保護すべきと判断していることをもとに、「景観を守るべき」と主張する市民らは、今まで明確にされることがなかったけれども、実は、市村判決、宮岡判決が互換的利益を保護するうえで行ったのと同様の価値判断に基づき、景観を守るべきとの規範を正当であると認識しているのではないかと考え、本論文では、すでに存在している互換的利益は保護すべきとの正当性判断の理論的根拠を明らかにし、その上で、同正当性判断が市民に受容されてきた判断であることを実証することを目的とする。

2章「景観訴訟にみる景観保護をめぐる法的正当化の論理」では、「互換的利益」が判例上どのように扱われてきたかを明らかにするために、これまで法学において論じられてきた景観利益の考え方を整理するとともに、景観訴訟裁判例において用いられる景観利益の考え方を特定している。宮岡判決は、行政訴訟上の概念であった互換的利益の論旨を民事訴訟に応用することで、景観利益の保護を認めた判決であった。従来からの公法、民法の枠組みに基づく評釈が、宮岡判決の認めた景観利益を、公もしくは私の領域に属する利益として扱ってきたのに対し、吉田(2003)の評釈は、民法上の排他的な権利として設定できない、公法上の利益保護からも外れた互換的利益として扱っていると解釈する。そして、景観訴訟裁判例において原告が訴える互換的利益は、法的に保護される場合においてもされない場合においても、公もしくは私の領域に帰属する利益として扱われてきたことを明らかにしている。このことから、本論文では、景観利益は、既存の私益と公益の範疇には収まらない、私益と公益の中間領域に属する「互換的利益」とみなすべきであること、また、景観利益の保護は、「互換的利益と私益が対立するとき前者が優先されるべきである」との価値判断にもとづいていることを明らかにした。加えて、宮岡判決は、互換的利益の保護を認定する上で、地域内でルールが自発的に形成され、ルールが実際に守られ、遵守を促すという、本論文が「LCP レジーム」と呼ぶ仕組みが存在しているとの事実認識を前提としていることを明らかにしている。

3章「LCP レジームにみる互換的利益保護の正当化の論拠」では、景観が LCP レジームで保護されるべき論拠を明らかにするために、まず、Ostrom および Rose が比較検討を行った CPR 問題解決の3つのアプローチを、権利設定と行為規制の対応関係という視点から整理し直し、LCP レジームによる当事者同士の自発的な相互行為拘束が有効性を発揮する条件(「Ostrom=Rose 条件」)を明らかにし、ついで、景観が Ostrom=Rose 条件を満たす資源システムの一つとみなしうるか否かの検討を行い、理論的には LCP レジームにより守られるべき財であることを論証している。そして、宮岡判決において用いられた互換的利益の認定条件と Ostrom=Rose 条件の比較をおこなった結果、宮岡判決は対象景観の法的保護の根拠として、Ostrom=Rose 条件を用いていることを確認している。ただし、宮岡判決は、長期間にわたって維持されてきた既得の互換的利益にのみ法的保護の正当性を認めたものであり、将来生じることが予想される互換的利益に対する法的保護の正当性には言及しておらず、また、Ostrom=Rose 条件からは直接導出されない「互換的利益が私益に優先する」という価値判断を前提にしていることを明らかにしている。

4章「住宅地景観の保護に対する正当性認識」では、国立市民を対象とした質問紙調査をもとに、景観が Ostrom=Rose 条件を満たすかどうか、さらに、Ostrom=Rose 条件が満たされているとき LCP レジームによる行為拘束を正当とする判断が成立するかどうかを検証している。質問紙調査の結果から、慣習的に維持された LCP レジームが存在している場合には、半数超の市民が LCP レジームによる行為拘束を正当と認めること、また、景観のゲシュタルト性をより強く認識する市民ほど、LCP レジームによる行為拘束を正当と認める傾向にあることを確かめて

いる。そして、景観のゲシュタルト性と、ゲシュタルトに対する選好は、LCP レジームによる行為拘束を正当と認める判断に対し、独立に作用することを明らかにしている。加えて、仮に LCP レジームによる行為拘束に正当性を認めていたとしても、他者が LCP レジームのルールを守ることに期待がなければ、個々人はルールには従わない傾向にあることを明らかにしている。

国立大学通り景観訴訟の対象となった住宅地景観では、ゲシュタルトの形成範囲内の個人がゲシュタルトの便益を得ることを前提としている。これに対し 5 章では、全国を対象としたインターネット調査をもとに、ゲシュタルトの形成範囲と便益へのアクセス可能範囲が一致しない景観においても、半数強の市民が、永年 LCP レジームにより維持されてきた景観の保護に正当性を認める傾向を確認している。そして、他者のフリーライドを低く見積もる人ほど、また、外部性が広範囲に及ぶほど、LCP レジームが行う行為拘束に対して正当性を認めることを明らかにしている。このことは、LCP レジームにより形成される景観の「集合的利益は私益に優先すべきである」という価値判断に加えて、「集合的利益の優先性は、その影響範囲に比例して認めるべきである」という価値判断が働いていることを示唆する。以上より、本論文は、第一に、Ostrom=Rose 条件、互換的利益の私益に対する優先、既存の互換的利益の私益に対する優先の 3 つの価値判断を背景として、景観を守るべきとの規範を正当と認める市民が存在すること、第二に、形成範囲と便益へのアクセス可能範囲が一致しない景観の場合にも、より広範囲に及ぶ集合的利益の私益に対する優先、という価値判断に基づき、景観を守るべきとの規範を正当と認める市民が存在することを明らかにしている。

6 章「結論」では、以上の各章で得られた結論を述べている。

備考：論文要旨は、和文 2000 字と英文 300 語を 1 部ずつ提出するか、もしくは英文 800 語を 1 部提出してください。

Note : Thesis Summary should be submitted in either a copy of 2000 Japanese Characters and 300 Words (English) or 1 copy of 800 Words (English).

(博士課程)
Doctoral Program

論文要旨

THESIS SUMMARY

専攻 : Department of	社会工学	専攻	申請学位 (専攻分野) : Academic Degree Requested	博士 (工学) Doctor of (工学)
学生氏名 : Student's Name	白川 慧一		指導教員 (主) : Academic Advisor(main)	坂野 達郎
			指導教員 (副) : Academic Advisor(sub)	

要旨 (英文 300 語程度)

Thesis Summary (approx.300 English Words)

This thesis titled "legitimacy of voluntary preserved landscape and citizens' acceptance" contains six chapters.

In chapter 1, this thesis aims to prove that locally decided landscape protection rules can be justified by the same reason as Ichimura and Miyaoka Court Decision that assumed voluntary collective control of landscape as legitimate, and citizens also perceive the rules as legitimate.

Chapter 2 argues legal debate on interest of landscape and past court decisions on landscape. This thesis proves that interest of landscape was assumed either as private interest or public interest, not as middle interest of them, which the nature of interest of landscape is, and it proves that Miyaoka Court Decision supposed the landscape has been preserved by residents' mutually self-constraint rules, termed Limited Common Property (LCP) regimes.

Chapter 3 proves the Ostrom=Rose condition, named after Ostrom(1990)'s and Rose(1998)'s approaches on common-pool resources (CPR), that supports effectiveness of mutually self-constraint rules, and proves that landscape satisfies the condition. Miyaoka Court Decision requires not only the Ostrom=Rose condition, but also the long-term existence of mutually preserved landscape.

Chapter 4 proves by the questionnaire survey in Kunitachi City, more than half citizens recognize the LCP regime's landscape protection rules as legitimate and recognition of gestalt on the landscape strengthens the legitimacy of the rules. In addition, the recognition of gestalt on the landscape and the preference of landscape strengthen the legitimacy independently. Moreover, citizens tend to break the LCP regime's rules when the others expected to break the rules.

Chapter 5 treats various types of landscape, which the range of gestalt is not necessary the same as the range of beneficiaries, in contrast to the residential landscape which treated in chapter 4. This thesis proves by the online survey, more than half citizens recognize the LCP regime's landscape protection rules as legitimate and they also cooperate the local collective choice. In addition, the less free-riders or the more externalities, more citizens recognize the LCP regime's rules as legitimate.

Chapter 6 is the conclusion. First, citizens recognize the LCP regime's rules as legitimate on the basis of the Ostrom=Rose condition, giving priority to interest of mutually preserved landscape rather than private interest, and giving priority to interest of existing landscape. Second, even when the range of gestalt is not the same as the range of beneficiaries, citizens recognize the LCP regime's rules as legitimate on the basis of giving priority to collective interest of mutually preserved landscape.

備考 : 論文要旨は、和文 2000 字と英文 300 語を 1 部ずつ提出するか、もしくは英文 800 語を 1 部提出してください。

Note : Thesis Summary should be submitted in either a copy of 2000 Japanese Characters and 300 Words (English) or 1copy of 800 Words (English).